

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度HIV・梅毒検査、相談事業運営業務
発 注 課	保) 感染症総合対策課
選 定 事 業 者	社会福祉法人はばたき福祉事業団

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

厚生労働大臣が定める「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において都道府県は、保健所における無料匿名のHIV検査・相談の実施が求められており、利便性の高い場所や夜間休日等の時間帯へ配慮することが重要とされている。上記を踏まえ本業務は、場所の利便性を考慮した各保健センターにおける平日検査、時間帯の利便性を考慮した夜間・休日検査と並行して行うものであり、匿名性の高さを確保した検査体制を特色としている。このため、本業務においては、①会場内で受検者同士が顔を合わせることをしないよう検査運営が可能な検査場所の確保、②検査業務に精通した医師、看護師、カウンセラー等の人員の配置、③HIV検査の結果に応じたカウンセリング、HIV診療拠点病院をはじめとする医療機関との連携体制の確保、の3点を確実に満たしたうえで実施されることを要する。

社会福祉法人はばたき福祉事業団は、HIV/エイズに精通し、HIV陽性者及びエイズ患者への対応についての十分な経験や技能があり、エイズ治療拠点病院である北海道大学病院とも協力体制を構築し、医療との円滑な連携を図ることができる。また、当該法人は、受付から検査終了後の退室まで、一貫して高い匿名性を確保するための構造を有した検査場所を確保しており、本業務における上記の要件をすべて満たす市内唯一の法人と考えられる。

以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。

根拠法令	■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）	
出席委員	保健管理担当部長 石原 莊史 医務薬事課長 伊藤 奈緒子	保健管理課長 関 弘司 感染症総合対策課長 畠山 亜希子 食の安全推進課長 高田 泰幸

決定確認欄	令和7年3月12日	
委 員 長	書 記	
保健管理担当部長 石原 莊史	保健管理課事務係長 今中 夏樹	

備考1 随意契約の理由は、随意契約ガイドライン（物品・役務契約）を参考に記載すること。

備考2 予定価格が100万円以下（企画競争による場合を除く。）の場合は、「委員長」を「策定者」に書き替え、出席委員欄及び書記欄に斜線を引いて使用すること。